

学校人権教育指導方針

太田市教育委員会
学校教育課

本指導方針は、「群馬県人権教育充実指針（群馬県教育委員会、平成28年3月）」をもとに、太田市内の各学校の現状を踏まえて策定するものである。

群馬県教育委員会の令和6年度人権教育推進状況調査や太田市教育委員会の令和6年度重要課題の取組調査の市内42校（小学校24校、中学校16校、義務教育学校1校、市立太田高校1校）の結果等をもとにした成果と課題の分析から、太田市の課題解決のための方策を「本年度の指針」として示した。

人権教育の充実～令和7年度学校教育指導の重点より～

（具体方針）

全教育活動を通して計画的に人権教育の推進を図り、人権に対する正しい知識と人権感覚を身に付けた児童生徒の育成に努めます。また、家庭への啓発に努めます。

（指導の重点）

- 同和問題等、14の人権重要課題の年間指導計画への適切な位置付けを進めるとともに、多様化する人権問題に対する正しい知識と人権感覚を身に付けられるよう、授業や教職員研修の充実に向けた教材や指導方法についての情報発信に努めます。
- 人権教育実践推進校を定め、人権教育について実践的に研究したことを市内各校へ広げ、市全体の人権教育の充実に努めます。
- 学校ブログの活用や、授業公開・講演会の実施、地域人材の活用を促し、保護者への啓発や地域・関係機関等との連携を推進します。

I 太田市の人権教育の現状を踏まえた本年度の指針

※【 】内の数字は、令和6年度の該当校数（全42校）

1 組織・計画に関すること

【現状】

- (1) 学校運営組織に人権教育主任を位置付けている。 【42校】
 - (2) 全体計画の見直し・改善を実施している。 【42校】
 - (3) 年間指導計画が整備されている。 【42校】
- ※以上、R6人権教育推進状況調査(群馬県)より
- (4) 全体計画や年間指導計画に盛り込まれている人権重要課題
 - 女性 【42校】
 - 子どもたち 【42校】
 - 高齢者 【42校】
 - 障害のある人たち 【42校】
 - 同和問題 【42校】
 - 外国籍の人たち 【42校】
 - H I V感染者等の人たち 【42校】
 - ハンセン病元患者の人たち 【39校】
 - 犯罪被害者等 【41校】
 - インターネット等による人権侵害 【42校】
 - 性的少数者の人たち 【33校】
 - 刑を終えて出所した人たち 【17校】
 - 北朝鮮による拉致被害者 【31校】
 - その他の人権問題（アイヌの人々、ストーカー被害者、ホームレス等） 【41校】

※以上、R6重要課題の取組調査（太田市）より

【本年度の指針】

- ※校長のリーダーシップの下、人権教育主任や生徒指導担当、学年主任等を中心とした人権教育の推進体制を充実させましょう。
- ※人権教育と各教科等の相互の関係を捉え、人権教育全体計画の見直しや人権教育年間指導計画への重要課題の位置付けを進めるとともに、具体的な指導方法について、研修の機会をもつなど工夫・改善に努めましょう。

2 児童生徒の指導・支援に関すること

【現状】

- (1) 常時指導（複数回答可）
- 児童生徒に対して敬称を付けて呼ぶ
 - 男女共通で呼び名を「○○さん」に統一、男女混合背の順
 - グループづくりを性別で行わない
 - 通年でのあいさつ運動
 - 縦割り活動・異学年交流（縦割り班で遊ぶ、清掃の手伝い、なかよし遠足等）
 - 外国籍児童生徒への理解と支援（外国語の書籍展示、各国の写真や書籍の掲示、外国の献立給食の提供等）
 - 学校生活（なかよし）アンケート、「C&S」の実施、悩みごと相談ポストの設置
 - 女子の制服スラックス採用
 - 環境整備活動（清掃、花栽培）、生きものの飼育、花いっぱい運動
- (2) 人権週間や人権集中学習等において実施している内容（複数回答可）
- 教職員や外部講師による人権教育に関する講話・講演会
 - 人権教育に視点を当てた授業
 - 人権コーナー（道徳コーナー）の設置、人権作文や人権標語、人権ポスター等の作成・展示
 - 人権教育に関するDVD等の視聴、視聴後の感想発表
 - 人権ファイルやノートの作成・活用
 - 人権だよりの作成・配布
 - 「よいところさがし」等、互いのよさを見つけ合う活動
 - いじめ防止に視点を当てた集会や話し合い等（いじめ防止スローガン、いじめゼロ宣言）
 - 人権教育に関する体験活動（車いす体験、高齢者疑似体験、点字、手話、ブラインドウォーク等）
 - 思いやりの木、ハートウォーミング活動、なかよしの花、ハート貯金
 - 「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」の掲示
 - あいさつ運動（小中連携あいさつ運動）
 - 情報モラル教育の実施
 - イエローリボン運動
- ※以上、R6.8月人権教育主任研修会提出資料より

【本年度の指針】

- ※人権教育の基盤である常時指導を充実させ、児童生徒の取組を主体とした温かい学校・学級づくりに努めましょう。
- ※人権週間や人権集中学習等で扱う教材やテーマについて点検・見直しを行い、児童生徒の発達段階や特性に応じた人権重要課題に関する授業や指導の充実に努めましょう。
- ※同和問題については、悲惨さのみを強調するのではなく、差別をされてきた人々が歴史に残した文化的、技術的な遺産等に目を向けられるような指導を行いましょう。

3 教職員の研修に関すること

【現状】

- (1) 校内において人権教育に関する研修等を実施している学校
- 実施している 【42校】
 - 実施していない 【0校】
- (2) 教職員の人権感覚を高めるための研修
- 人権に関する諸条約や法令等（いじめ防止基本方針等に関する研修を含む）に関する研修 【41校】
 - 人権の重要課題に関する研修 【38校】
 - 児童生徒の人権感覚の育成に有効な参加型体験学習の研修 【17校】
 - 人権教育に視点を当てた授業や授業研究会 【38校】
 - 人権教育に関する校外の研修会の配布資料等の説明 【32校】
 - 人権教育に関わる映像資料等の視聴 【16校】
 - 人権教育に関わる外部講師を活用した研修の実施 【18校】

- (3) 以下の内容に関する研修に取り組んでいる学校
- 児童虐待への対応に関する研修 (虐待の早期発見、発見した場合の速やかな通告等) 【37校】
 - 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関連する研修 (法の趣旨の理解等) 【17校】
 - 性的少数者の人たちへの理解に関する研修 (児童生徒への対応に関する研修を含む) 【37校】
 - ハンセン病についての啓発DVD「栗生の園に生きた証～みんなのために～」の活用 (児童生徒の視聴を含む) 【9校】
 - 拉致問題に関する映像資料「アニメ『めぐみ』」の活用 (児童生徒の視聴を含む) 【24校】
 - インターネット等による人権侵害に関する研修 【40校】
- ※以上、R6人権教育推進状況調査(群馬県)より

【本年度の指針】

- ※人権重要課題について偏りなく計画的に教職員の研修を行い、児童生徒への指導に生かしましょう。
- ※児童生徒の実態に応じて、「学校教育の指針」や「指導の重点」を踏まえた研修計画を作成し、人権教育の推進を図りましょう。また、児童生徒の豊かな人間性・社会性を育む参加体験型学習の実技研修等を取り入れる等、研修内容を工夫し教職員の人権教育に関わる資質・能力を高めましょう。

4 保護者の啓発及び地域・関係機関等との連携に関すること

【現状】

- (1) 保護者の啓発及び地域・関係機関等との連携を図るために実施している内容
- 学校・学年通信や学校ブログによる情報提供 【42校】
 - 地域・関係機関等の人材を活用した教育活動 【23校】
 - 人権教育に関わる取組に対する保護者・地域の方々からの意見聴取 【31校】
- ※以上、R6人権教育推進状況調査(群馬県)より

【本年度の指針】

- ※人権教育の取組の様子や成果について、学校・学年通信や学校ブログ等を通じて情報発信したり、人権をテーマにした道徳等の授業公開や講演会等を実施したりして、保護者・地域への啓発に努めましょう。
- ※人権教育に関わる授業や取組に地域や関係機関等の人材を積極的に活用し、地域・関係機関等との連携を進めましょう。

II 取組の重点

1 校内研修、指導体制の確立

- (1) 「群馬県人権教育充実指針」「人権教育推進資料」を基に、児童生徒・地域の実態を踏まえた人権教育の目標・全体計画・年間指導計画について、人権教育主任を中心に実践を通して見直し・改善を図る。
- (2) 学校人権教育の基盤である、常時指導の充実を図る。
- (3) 人権重要課題に関する研修を計画的に偏りなく行い、児童生徒の実態に応じた各教科・領域における直接的指導の推進を図る。
- (4) 人権教育の取組について点検・評価を行い、次年度に向けた見直し・改善を図る。

2 児童生徒の指導・支援

- (1) 人権感覚育成のために常時指導・直接的指導・間接的指導を構造的に行う。
- (2) 各教科・道徳等と人権教育との関連を図り、教科横断的な視点で指導を工夫する。
- (3) 日常の全ての時間において互いを大切にする指導を行い、教室環境や言語環境を整備し、よさを認め合える温かい学級や学校づくりに努める。
- (4) 伸ばしたい資質・能力を明確にし、児童生徒にとって分かる授業実践をする。
- (5) 人権教育で育てたい5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）を明確にし、指導案にも位置づけ、授業実践をする。
- (6) 地域や関係機関等の人材を活用し、SNSの危険性や情報モラルに関する学習・講習会を行う。
- (7) 児童生徒の悩みや不安を解消するための教育相談・進路指導の充実を図る。
- (8) 児童生徒一人一人に応じた生徒指導の充実を図るため、スクールカウンセラー、おおたん教育支援隊、教育相談員・生徒指導担当嘱託員との連携・協力を図る。

3 教職員研修の充実

- (1) 人権教育主任研修会（尾島庁舎 令和7年8月26日）
 - ・同和問題への理解を深めるための講義
 - ・人権教育実践推進校の取組発表、各学校の取組・課題の情報交換等
- (2) 研修会・講習会・研究発表会・研究集会等への参加
○県人権教育推進協議会
（小：令和7年10月15、16日 中：令和7年10月8日）
- (3) 群馬県教育委員会や関係機関等からの啓発文書・資料等の配布とその活用
- (4) 学校訪問指導・初任者研修での教職員の人権感覚についての指導助言
- (5) 群馬県教育委員会や東部教育事務所及び関係機関等との連携
- (6) 各種実践推進校の指定・充実
 - ①令和7年度「人権の花運動」（候補校7校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）
太田小、韮川小、南小、宝泉小、沢野中央小、世良田小、綿打小
 - ②令和7年度「全国中学生人権作文コンテスト」（候補校5校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）
休泊中、城西中、木崎中、太田中、北の杜学園（後期）
 - ③令和7年度人権教室（候補校9校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）
太田小、沢野小、宝泉小、宝泉南小、旭小、沢野中央小、世良田小、生品小、藪塚本町小
 - ④令和7年度「太田市教育委員会」指定人権教育実践推進校（1校）強戸小

4 保護者への啓発、地域・関係機関等との連携

- (1) 学校・学年通信、学校ブログによる情報発信や人権をテーマにした各教科・道徳等の公開授業、PTA講演会等、保護者への啓発活動を積極的に推進する。
- (2) 学校評価に人権教育に関する項目を設定し、保護者や学校評議員からの評価や意見を生かし、人権教育の充実を図る。